

平成30年度

福島県環境審議会全体会議事録

(平成30年9月7日)

1 日時

平成30年9月7日（金）

午後 2時00分 開会

午後 4時00分 閉会

2 場所

中町ビル2階大会議室

3 議事

(1) 審議事項

ア 新幹線鉄道騒音に係る環境基準の類型をあてはめる地域の見直しについて

イ 騒音規制法の規定に基づき規制地域を指定し、規制基準等を定める件の見直しについて

ウ 振動規制法の規定に基づき規制地域を指定し、規制基準等を定める件の見直しについて

エ 福島県生活環境の保全等に関する条例の騒音規制基準の見直しについて

(2) 報告事項

ア 福島県環境基本計画の進行管理（平成30年度版福島県環境白書）について

イ 福島県環境教育等行動計画の進行管理について

4 出席委員

小野広司 河津賢澄 川名静子 鞍田炎 清水晶紀 鈴木秀子 前後公
高荒智子 高橋龍之 武石稔 武田憲子 中野和典 新妻和雄 橋口恭子
細谷寿江 松枝智之 油井妙子 渡邊明

（以上18名、五十音順）

5 欠席委員

大迫政浩 崎田裕子 二瓶恵美子 門馬和夫

（以上4名、五十音順）

6 事務局出席職員

大島生活環境部長

鈴木生活環境部政策監

塩見環境共生担当次長

橋本環境回復推進監兼環境保全担当次長

（生活環境総室）

渡辺生活環境総務課長

齊藤企画主幹 他
(環境共生総室)
斎藤環境共生課総括主幹兼副課長
鴨田副課長兼主任主査
黒澤自然保護課長
鈴木水・大気環境課長
阿部水・大気環境課主幹兼副課長 他
(環境保全総室)
青木一般廃棄物課長
高橋産業廃棄物課長
伊藤中間貯蔵施設等対策室長
鈴木除染対策課長
(危機管理部)
伊藤原子力安全対策課主幹
酒井放射線監視室長

7 内容

(1) 辞令交付

大島生活環境部長から、平成30年9月1日付けで就任した（任期：平成32年8月31日まで）福島県環境審議会委員に辞令が交付された。

(2) 開会 （司会：梅田生活環境総務課主任主査）

(3) 挨拶 大島生活環境部長

(4) 福島県環境審議会の組織体制

ア 会長の選任等について

会長に福島大学共生システム理工学類特任教授 渡邊明委員、会長職務代理者に福島大学共生システム行政政策学類准教授 清水晶紀委員が選任された。

また、渡邊会長（議長）から、議事録署名人として、高橋委員と武田委員が指名された。

イ 部会構成について

事務局（齊藤生活環境部企画主幹）から、資料「組織体制1」のとおり、「環境政策及び循環型社会推進等に関すること」を審議する部会として第1部会、「廃棄物対策及び環境汚染防止等に関すること」を審議する部会として第2部会を設置すること、また、資料「組織体制2」のとおり、各案件を全体会及び

各部会で審議していく予定であることを説明し、了承された。

ウ 所属部会の指名について

渡邊会長が、各部会に所属する委員を指名した。

エ 部会長の選任等について

第1部会長に福島大学共生システム行政政策学類准教授 清水晶紀委員、第1部会長職務代理者に日本大学工学部土木工学科教授 中野和典委員が選任された。

第2部会長に福島大学共生システム理工学類特任教授 河津賢澄委員、第2部会長職務代理者に日本原子力研究開発機構嘱託 武石稔委員が選任された。

(5) 議事

事務局（鈴木水・大気環境課長）から、資料1-0から資料4により、新幹線鉄道騒音に係る環境基準の類型をあてはめる地域等の見直しについて説明し、以下の質疑等があった。

【河津委員】

内容としては、県内には田園住居地域に該当するところはないということで、直接の影響はないとのことだが、今後良好な住環境を保つためには必要なことであり、見直しは良いことだと思う。

確認だが、こういった見直しの流れになったのは、環境問題として挙がってきたものでは無くて、あくまで都市計画法の改正に基づく議論の中で、その見直しを環境サイドの規制に当てはめるという感覚で良いか。

もう一つ、今聞いたところだと市町村の事務量の増加はなさそうであるが、幼保連携の認定こども園の取扱いについて、現実的に県内で今後予定されているとか、それによって市町村の事務が増えるようなことはあるのか。現状のところをお聞きしたい。

【鈴木水・大気環境課長】

田園住居地域に関しては、従来の都市計画では、住居と事業活動をする場所を分けようということで地域区分していたが、それを融合して、特に緑地という観点から再評価しようという動きがあり、都市緑地法、生産緑地法、建築基準法などが同時期に改正されることとなった。この中で、都市計画法の用途規制についても見直す必要があるということになり、新たに田園住居地域という用途地域が設けられた。それを受けて、環境省は、この用途地域の騒音の規制は、低層住居専用地域と同様にすると通知しているもの。

幼保連携型認定こども園については年々増加しており、8月現在で県内に78施設ある。実際にこの周辺で騒音が問題になっているかについては、市町村から挙がっている事例については調べたが、今のところ把握しているものは無い。ただし、結果として3年程規制が抜けていたことは事実であり、申し訳なかったと考えている。市町

村等の事務量の増加については特段ないと考えている。

【河津委員】

田園住居地域というのは、もともと無指定だったところを新たに指定して、厳しく規制をかけるという方向性なのか。あるいはもともと住居地域であったところを田園住居地域にするというものなのか。

【鈴木水・大気環境課長】

国交省のパワーポイント（資料1-2）を見ていただくと、左側の写真の航空写真の枠で囲ったところが第一種低層住居地域である。基本的にはもともと住居系の用途地域に指定されているが、現状農地と混在しているところを田園住居地域にするということが基本かと思う。現在用途がない無指定のところを新たに当てはめるのか、詳しい情報は持っていない。

【渡邊会長】

基本的には今まで規定していなかったところを農地も含めて規定するということかと思う。

【河津委員】

いずれにしても、環境面から考えると、住居地域に住んでいる人に騒音問題等の影響を及ぼさないようにやるということが基本なので、その辺がしっかり守られていればいいのかなと思う。

【渡邊会長】

78施設ある幼保連携型認定こども園については、騒音とか振動の問題ということでは県では掴んでいないという状況であり、今後この規定に基づいて施策を進めていくという状況と理解している。悪い規定の改正ではないので、よろしいでしょうか。

資料1～4、いずれも幼保連携型認定こども園という新しい規定が組み込まれるということと、田園住居地域の規定が追加されるということについては、皆さんから異議がないということで、これを踏まえて答申させていただければと思う。

事務局（渡辺生活環境総務課長）から、資料5-1から資料6により、福島県環境基本計画の進行管理（平成30年度版福島県環境白書）及び福島県環境教育等行動計画の進行管理について説明し、以下の質疑等があった。

【渡辺生活環境総務課長】

（資料5-1-1、資料6-1により、事前の質問事項について説明。）

【清水委員】

2点。確認だが、環境白書の36頁に放射線モニタリングについての今後の方向性が書かれている。国はモニタリングポストを引き揚げるという話が出てきている状況の中で、県としてはモニタリングをどういう形で続けていきたいと考えているのか。これまでと同レベルのものを続けていく方針ということによろしいか。

もう一つ、47頁に再生可能エネルギーの普及・拡大ということが書かれていて、総論としては非常に素晴らしいと考えているが、現実として、最近ではメガソーラーの設置に伴って、自然環境の破壊が起きたり、生活環境に影響を及ぼしたり、地域の住民の方との衝突が起きているところもある。福島県、あるいは市町村として取り組んでいることがあれば教えていただきたい。

【酒井放射線監視室長】

我々としては、今後恒常的なモニタリングにしていくにはどうすればいいかを考えていくために、平成30年2月、県としての方針を固めた。これについては県の廃炉安全監視協議会のモニタリング評価部会で位置づけている。例えば、今後廃炉を進めるにあたって必要となる原子力発電所周辺についてはモニタリング体制を厚くすることを示したほか、全県的に行っているモニタリングについては地点、頻度について、判定試験なのか環境モニタリングなのか性格付けをして、今後恒常的にモニタリングをしていくにあたって必要かつ十分な条件になるように調整していくという方針を示した。今後より具体的な調整に入っていく方向である。

リアルタイム線量計については、子どもが多くいる施設を中心に当時国が設置したものであり、この設置是非については全体的なモニタリングと混在してしまっているのが現状である。市町村や日常的に見ている方の意見に寄り添って進めていくよう国には話しており、住民説明会なども開催されている。

県としては、そもそも条件式の話には入れていないというのが実態と考えている。住民説明会の動向を見て、よりよい方向に進めていきたいと考えているし、国に対しては丁寧に住民の方に説明し、理解を得た上で施策を進めるよう要望している。

【塩見次長】

メガソーラーの御質問についてだが、現在は環境アセスメントの手続きによりメガソーラー等の設置の審査を実施している。ただし、環境アセスメントの手続きを取る案件については、基本的に50ha以上の大規模なものとなっており、それ以下の規模については我々が把握していない案件も多くあるのが現実である。

御質問のとおり、大規模なメガソーラーを自然環境の中に設置することに対しては、様々な意見があり、国でも大きな話題となっている。現在、環境省でも新たな基準作りの動きがある。現状、環境アセスメントではメガソーラーという案件はなく、現在は大規模な土地の造成という項目で審査しているところであり、それだけで果たして良いのかということで国でも大きな関心と呼んで動いてきているところ。そういった国の動きを踏まえて、御指摘のような自然環境との調和をしっかりと図りながら、審査してまいりたいと考えている。

【清水委員】

環境アセスメントという形で、今後環境省が新しい基準を作るだろうが、むしろ県レベルで、住民との合意形成に関して、周辺の地域の方々と説明会をやるとか、独自でそういった合意形成の手続き、要綱等はあるのか。

【塩見次長】

明確な要綱はないが、環境アセスメント制度の運用として、事業者が主体となって進めていくものであり、事業者が地元との調整、関係者との調整を図っていただく、その内容について行政が確認していくという仕組みになっている。現在の制度の中でしっかり調整していただくという大前提で進めている。

【清水委員】

今後住民との合意形成の手続きを強化していくことについて考えられるものは。

【塩見次長】

先ほど申し上げた環境省の新しい基準等がどういう形になっていくかにより考えていく。現状は法令・条例の中で最大限地元の方々との合意をさせていただいている。

【渡邊会長】

先ほど酒井室長から回答のあった放射線モニタリングについて、住民へのアンケート等については新聞報道でしか知らない部分であるが、また監視検討委員会できちんとやられていると思うが、今後、廃炉を進めていくにあたって空中でデブリを取り出すような段階になると、ナノ粒子の問題が出てくる。原子力発電所周辺だけでなく遠くに飛ぶ可能性もあるため、ネットワークとして飛散を監視できるようにしておかないといけないのではないかと。監視のネットワークを科学的に考えて提案することが必要だし、風評被害の問題もあるが、非常に細かい粒子の再飛散問題についてはネットワークとして監視していくことを追加してほしいと思う。

【酒井放射線監視室長】

我々としても、何が必要条件で十分条件なのかが重要かと思う。線量計だけで補われるかということではなく、浪江町の火災といった要因も検討しなければならないし、コストの問題も避けられない。きちんとしたデータが把握できるようにしていく。

今現在の動きとして、線量計だけでなく、新しい手法のモニタリングも検討されているので、そういった視点も追加していきたい。

【武石委員】

事故の後の緊急時モニタリング、現在のような継続的なモニタリング、廃炉に向かって施設が動いているので、その監視のためのモニタリング等、いろいろな目的があって、最適なモニタリング計画を立てていくのが重要。段階的に組み合わせを変えるなどして、状況の変化に応じて、最も良い方法でその都度最適化していくのが良いと思う。安心のためのモニタリングということもあるので、総合的に検討していただければと思う。

【河津委員】

武石委員がおっしゃったように、監視のためのモニタリングネットワーク、安心のためのモニタリングネットワーク等があるが、それらが明確になっていない。原子力発電所の事故から7～8年経って、科学的に地域の条件を考えていかなければならないのではないかと。

今回の環境白書の中では、環境モニタリングについて通り一遍の話しかない。例えば先ほど発言があったような浪江町の森林火災については、環境白書の中でも平成29年度の特徴的な事案として残さなければならないかと思う。

指標も含め、固定化されないでいろいろ考えていかなければならないと思うので、臨機応変にできるような白書の作り方を検討していただきたい。来年度計画の改定の審議に入る予定ではあるが、今年度からできるのであれば、変えるべきところは委員の方から御意見いただいて、環境白書の見直しのシステム作りみたいなのところも含め、ぜひ検討していただきたい。

【渡邊会長】

環境審議会の中心課題として、環境白書の内容から、行政がどこまで進んでいるかを見ていくというところがあると思う。本日の議題としては報告事項であるが、事務局からメール等で委員の方に再度意見聴取をしていただきたいというのが1点。また、次回の改定に向けて、環境指標のあり方、PDCAサイクルのチェック機能としてのあり方についても、審議する時間をいただきたく、対応願いたい。

【渡辺生活環境総務課長】

貴重な御意見ありがとうございました。指標のあり方については今後意見を伺っていききたい。平成29年度版についても委員の皆様から御意見を伺い、御意見については次回以降反映させていきたいがいかがか。

【渡邊会長】

既に意見をお持ちの委員もいらっしゃるのでも、それは是非反映させていただきたい。すべてが反映できるわけではないと思うので、事務局、会長にお任せいただく形にして、環境白書に対しての意見や問題提起を委員から受ける時間を設けてもらえないか。

【渡辺生活環境総務課長】

再度各委員に環境白書を見ていただき、何かあったら御意見があれば承りたい。

【松枝委員】

環境白書の発行はいつなのか。

【齊藤企画主幹】

例年この時期に審議会の場で御審議いただき、10月くらいを目途に発行している。その間、この場にはいない担当課との調整、会長との調整を行ってまいる。

【渡邊会長】

環境白書の中で問題と思うところがあれば事務局にお寄せいただければと思う。その他、どうしてもこの場で述べたい御意見等があれば。

【松枝委員】

何度か「浪江町の山林火災」と言われているが、浪江町で発火しただけで実際に焼失面積が多いのは双葉町。そのあたり、配慮がいただければと思う。

【会長】

本日の審議会はこれで終了させていただく。審議に御協力いただきありがとうございます

いました。

(6) その他

なし

(7) 閉会